

平成 28 年度「川の国埼玉 はつらつプロジェクト」市町村提案募集要項

1 目的

埼玉県では、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現を目指し、「川の再生」に取り組んでいます。

平成 20 年度から「水辺再生 100 プラン」、平成 24 年度から「川のまるごと再生プロジェクト」を県民や市町村と協働して取り組み、その結果、地域で川を守る活動が広がるなど、再生した水辺空間が地域の共有資産として利活用されてきています。

そこで、県民誰もが川に愛着を持ちふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現に向けた取組を一層推進するため、市町村の地域振興の取組と連携した水辺空間の整備・拡充を行い、市町村が利活用することによって、その効果をまち全体に広げ、人もまちも川もはつらつにする「川の国埼玉 はつらつプロジェクト」を実施します。

については、平成 29 年度に着手する箇所（一級河川（県管理）における取組のみ平成 28 年度に着手する箇所を一部含む。）を選定するため、県と協働して取り組む提案を募集いたします。

2 応募主体

応募主体は、「川の国埼玉 川の再生基本方針」に基づき、「川の国埼玉」の実現に向け地域住民等と一体となって積極的に取り組む県内の市町村とします。

3 応募要件

- ① 「川の国埼玉 川の再生基本方針」に合致する「川の再生」に係る提案であること。
- ② 一級河川（県管理）または農業用水等（市町村、土地改良区管理）の再生であること。
- ③ 市町村が自ら実施する取組が含まれること。
- ④ 市町村と地域住民等が連携した取組が含まれること。
- ⑤ 地域（市町村と地域住民等）が主体となって川の維持管理活動（利用増進に伴う清掃や雑草刈払い等）を行うこと。
- ⑥ 水辺空間を利活用して地域振興等に繋げる取組が地方創生に係る総合戦略や観光振興計画等に位置付けられている又は位置付けられる予定があること。

ただし、以下についてはこの限りではない。

- ア 都市的地域（人口集中地区（DID））内で日常的な利活用を促進する取組
- イ 水辺再生 100 プラン、川のまるごと再生プロジェクトで整備した箇所の一部改築で利活用や住民活動が促進される取組

4 応募方法

(1) 提出方法

次項に示す提出書類の電子データと資料 1 部を郵送又は持参してください。
様式-1 を除き電子化できない資料は 10 部提出してください。

(2) 提出書類

- ① 様式-1
- ② 様式-2～10 (提案書)
- ③ 提案内容に係る位置付けのある地方創生に係る総合戦略、観光振興計画等の表紙及び該当箇所の写し
- ④ その他必要に応じて市町村の取組概要がわかる参考資料 (パンフレット等)

(3) 募集期間

平成 28 年 8 月 22 日 (月)～平成 28 年 9 月 30 日 (金) 16:00 必着

(4) 重点相談期間

平成 28 年 8 月 23 日 (火)～平成 28 年 9 月 2 日 (金)

※ 募集期間中は随時相談を受け付けますが、提案募集の趣旨についてより理解を深めていただくため、重点的に相談を受け付ける期間を設けます。

水辺再生課又は農村整備課、所管する地域機関に御相談ください

(5) 提出先 (事務局)

〈 一級河川 〉

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

埼玉県県土整備部水辺再生課 水辺再生事業担当

電話 048(830)5116

〈 農業用水等 〉

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

埼玉県農林部農村整備課 農村環境担当

電話 048(830)4348

5 実施する箇所の選定

実施する候補の箇所は、以下の手続きにより選定します。

(1) 応募要件への適合

事務局において、提案内容が応募要件に適合するか審査します。

(2) ヒアリングの実施

応募要件に適合する市町村は、提案内容について県によるヒアリングにおいて提案内容の説明等をしていただきます。

(3) 実施箇所の選定

実施箇所は、取組内容の具体性、実現性、事業効果、実施体制等の視点により選定します。

6 結果の通知

応募要件への適合は、平成 28 年 10 月上旬に通知します。

平成 29 年度に着手する候補箇所の選定結果は、平成 29 年 3 月下旬に通知します。

なお、平成 28 年度に着手する箇所は平成 28 年 10 月下旬に通知します。

7 提案にあたっての留意事項

① 提案した箇所が選定された場合であっても、県に実施してほしい取組が全て実施されることを確約するものではありません。

② 事業推進のための役割は以下のとおりとします。

ア 市町村の役割

i) 水辺空間を利活用するまちづくりや観光地づくり等に係る地域住民や関係団体等の要望を踏まえた提案を行う。

ii) 水辺空間の利活用計画の策定や整備内容、整備後の維持管理に係る検討を行う協議会（行政機関、地域住民、関係団体等）の設置及び運営

特に、維持管理については、役割を明確にしたうえで、県と市町村による維持管理に関する協定等を締結していただきます。また、遊歩道や公園の設置など利活用推進に係る整備については、その内容に応じて河川法の占用手続きを行うものとします。

iii) 水辺空間を利活用するまちづくりや観光地づくり等に必要な施設整備（県が実施するものを除く）やイベント、広報等の実施

iv) 地域住民や団体等と連携した整備後の利活用や利用増進に伴う維持管理

イ 県の役割・整備内容

i) 川の整備等に係る測量設計・工事のほか、計画づくり等への参画

〈 県による整備内容 〉

a 一級河川

河川敷地の整地、親水護岸、スロープ、階段、遊歩道（河川管理用通路）、その他河川管理者が設置できると認められるもの

b 農業用水等

親水、景観、生態系に配慮した護岸等の整備及びその附帯施設

ii) 治水安全度の確保に必要な維持管理

〔参考１〕スケジュール（予定）

H28. 8. 22（月）	募集内容の公表
H28. 8. 22（月）～H28. 9. 30（金）	募集期間
H28. 8. 23（火）～H28. 9. 2（金）	重点相談期間（４（４）参照）
H28. 10 月上旬	応募要件の審査結果及びヒアリング日程の通知
H28. 10 月上～中旬	ヒアリング
H29. 3 月下旬 （H28. 10 月下旬）	平成２９年度着手箇所を選定結果の通知 （平成２８年度着手箇所（数箇所程度））

〔参考２〕選定に当たっての主な視点

①基本的な考え方

- ・提案内容が「清流の復活」や「安らぎとにぎわいの空間創出」により川の再生を図るものか。
- ・水辺空間を地域の共有資産として継続して利活用していくものか。
- ・川の個性や地域の特性を生かした提案となっているか。
- ・提案内容に応じた目標、成果を具体的な数値等を用いて設定しているか。

②取組内容の具体性・実現性・事業効果

（まちづくり・地域振興）

- ・市町村のまちづくりと一体として進める取組か。
- ・市町村の地方創生に係る総合戦略や観光振興計画等を推進する取組か。
- ・将来にわたって水辺空間が地域の共有資産として、維持、利活用されるための要素（川の歴史や都市部における空間的価値、周辺資源、地元の熱意など）を有しており、それを生かしているか。

（整備）

- ・概ね４年以内で整備が完了し、一定の成果が見込めるか。
- ・川の改修計画などに支障がないか。
- ・原則として県による用地買収の必要がないか。

（維持管理）

- ・地域が主体となって川の維持管理活動を行う取組は具体的か。

（利活用）

- ・水辺空間を利活用する提案内容は具体的か。
- ・水辺空間の利活用の効果をまち全体へ広げる取組があるか。
- ・多くの県民が参加し、地域活動を育てる取組か。

③実施体制

- ・庁内関係課や地域活動団体等、事業推進に必要な関係者が参画する推進体制を予定しているか。
- ・市町村が地域住民と連携して維持管理が持続的に実施される見込みがあるか。